

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長発通知(令和2年4月30日付. 保医発0430第3号. 令和2年5月1日適用)により、下記内容の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

(記)

【適用日】：2020年5月1日

◎ 新たに測定方法が追加された検査項目

| 検査項目名 | 実施料 |
|---|------|
| カルプロテクチン(糞便) [(潰瘍性大腸炎の病態把握を目的とした場合)金コロイド法] | 276点 |
| 算定区分 | |
| 区分番号「D003」 糞便検査の9 【尿・糞便等検査 34点】 | |

- ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、FEIA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA法、FEIA法又は金コロイド凝集法により測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ウ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

※下線部の測定方法が追加されました。

※弊社受託未定